

令和元年6月18日  
事務連絡

関係道府県安定ヨウ素剤所管課室の長 殿

内閣府政策統括官(原子力防災担当) 付  
参事官(総括担当) 付

平成31年3月31日以前に出荷されたヨウ化カリウム丸50mgの取扱いについて

平素より原子力防災行政に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成31年4月1日以降に出荷されたヨウ化カリウム丸50mgの有効期間については、5年に延長されているところです。今般、既に関係道府県で購入された平成31年3月31日以前に出荷されたヨウ化カリウム丸50mg(以下「赤包装の丸剤」という。)について、有効期間5年とする運用の可否について厚生労働省に照会し、別紙の通り、差支えない旨の回答を得たので、赤包装の丸剤についても有効期間を5年に延長する取り扱いとすることとしました。

つきましては、下記の通りの運用としますので、適切なお取扱いをお願いします。

#### 記

##### [自治体備蓄分の取扱い]

- ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(以下「交付金」という。)で購入した赤包装の丸剤のうち、自治体が備蓄しているものについては、現在表示されている有効期間の2年後まで使用可能である旨をわかるように明示し、保管すること。

##### [既に住民配布済み分の取扱い]

- ・交付金で購入した赤包装の丸剤のうち、住民に配布済みのものについても、同様に有効期間を2年延長するので、既に配布済みの住民に対しその旨周知をはかること。その際、住民に周知するために必要な経費は、交付金による支援の対象となる。  
ただし、次により予定通り更新を行う場合は周知の必要はない。
- ・既に予定されている赤包装の丸剤の更新の配布説明会については、準備が進んでおり急ぎょ順延すると損失や混乱が発生する恐れがある場合、予定通り開催し配布して差し支えない。その際、住民から回収した赤包装の丸剤については、保管状況が良好であれば、有効期間5年の間は緊急配布用として自治体において保管すること。

【機2】(保存期間:10年)  
令和元年6月18日  
内閣府(原子力防災)

上記にかかる、具体の取り扱いについて疑問がある場合は、事前に相談すること

[今後の購入計画]

- ・赤包装の丸剤を更新するために今年度及び次年度に購入予定であったものについては、それぞれ2年順延すること。その際、可能な限り5年間に分割・平準化して購入すること

以上